

「下川地域森林整備推進協定」(概要)

1 目的

この協定は、下川地域の森林・林業の再生に向け、森林の多面的機能の高度発揮と資源の循環利用を図るため、相互に連携、協力して団地化を推進し、合理的な路網の整備及び効率的な森林施業の実施に取り組むことを目的とします。

2 締結者・締結期間

締結者：下川町長・上川北部森林管理署長

締結期間：平成25年7月11日～平成30年3月31日

3 経緯

下川町の森林面積は、総面積(約6万4千ヘクタール)の88%に当たる約5万7千ヘクタールを有しています。

下川町では、昭和28年の国有林の取得を契機に持続可能な「循環型森林経営」を進めてきており、平成20年には低炭素社会に対応する先駆的な町の実践として政府から「環境モデル都市」に認定されるなど、半世紀に亘り森林・林業による地域活性化に取り組んでいます。

これらを結ぶことで、平成23年には森林総合産業特区に認定され、また、林業・林産業の経済的自立を目指すため、町有林と国有林の連携において、森林整備や路網整備の重要性を共有し共同施業団地化に向けた検討を進めてきました。

- ① 平成22年5月に下川町、森林管理署で共同施業団地の設定に向けた現地等の情報交換を行い施業団地を進めるための条件整備をし、平成22年12月10日に「二の橋・湊和・班溪地区森林整備推進協定」(町有林998ヘクタール、国有林3,747ヘクタール)を締結しました。
- ② 平成24年5月に、施業団地の拡大のため「珊瑚・一の橋地区森林整備推進協定」(町有林1,785ヘクタール、国有林4,729ヘクタール)の協定締結を行いました。
- ③ 平成24年度には、地域の基幹産業である森林・林業の経済的自立のための林業システムの構築と最適化を進めるため、国有林・町有林の森林整備協定の拡大にむけて検討を進めてきました。

また、下川町で航空レーザー計測による森林資源解析システムの開発(私有林・国有林(共同施業団地内))を行い、下川町・下川町森林組合・上川北部森林管理署におけるGISシステム連携を進め森林情報の共有化を図っています。

さらに、林業作業システムの低コスト・高効率化にむけ、高性能林業機械導入に関する「森林作業システム検討委員会」による検討、そして、合理的な路網整備及びこれらの民間相互利用による効率的な森林整備についての検討を進めてきました。

4 森林整備推進協定の森林面積等

森林整備推進協定の森林面積は、18,551ヘクタール（町有林 3,767ヘクタール、国有林14,784ヘクタール）であり、うち本協定期間内における森林整備を行う面積は概ね1,737ヘクタールであります。

森林所有者別森林面積等

(単位：ha. m)

団地別・所有形態別	森林面積	森林整備面積	路網整備延長	備考
下川町有林計	3,766.62	870.75	25,070	
国有林計	14,783.98	966.23	8,060	
総数	18,550.60	1,736.98	33,130	
二の橋・溪和・班溪団地				
下川町有林	1,063.72	233.72	8,920	
国有林	3,757.19	571.50	1,400	
計	4,820.91	705.22	10,320	
珊瑚・一の橋団地				
下川町有林	2,053.41	493.56	6,480	
国有林	4,727.05	394.73	6,660	
計	6,780.46	888.29	13,140	
上名寄・珊瑚地区				
下川町有林	649.49	143.47	9,670	
国有林	6,299.74			
計	6,949.23	143.47	9,670	

※上名寄・珊瑚地区においては、国有林の森林整備等の事業（施業計画）がないため、施業団地としないが下川地域の事業量として計上する。

今後、町有林と国有林が近接する地域の施業団地は、路網の接続により日常の巡視状況や林産物の搬出に関する情報の共有により効率的な管理に資するとともに、自然災害等で交通が遮断された場合の緊急回避路としての利用を含め、具体的な路網配置及び利用方法は、運営会議等にて相互検討し、維持・補修に努めることとしています。

また、施業団地内には双方で実用化に向けたコンテナ苗による植付けを実施しており、今後もこれらの情報提供及び技術交流のフィールドとしての活用を図ることとしています。

さらに、森林施業や木材の販売について、町有林と国有林が連携を図り、FSC森林認証地の拡大や木質バイオマスの利活用等を推進することで、地域林業の活性化等に資する考えであります。